

1. 2022年度の試行方針

原子力事業者間ピアレビューの試行は、以下の2項目とする。

【試行A】ピアレビュー評価シート（新規作成）を用いた原子力事業者間評価

【試行B】NRA訓練評価指標を用いた原子力事業者間評価

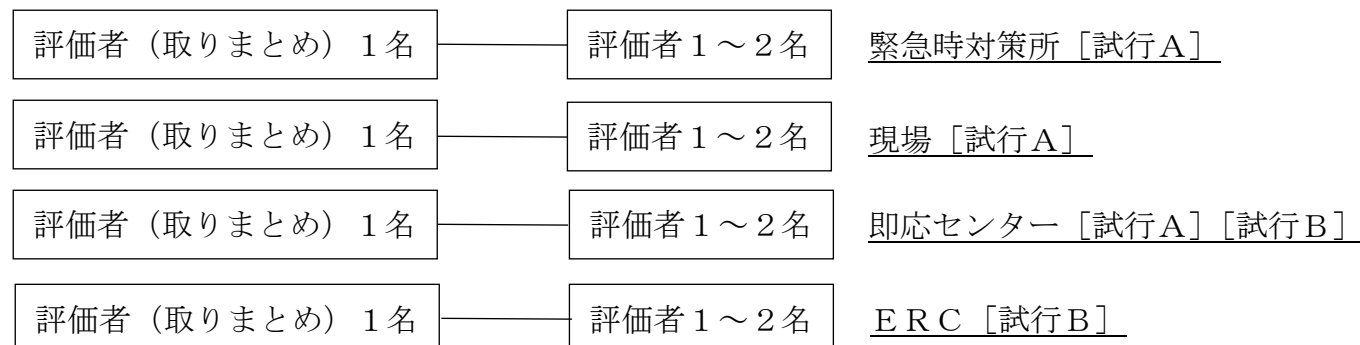
【内容概略】

	試行A	試行B
試行目的	○評価体系・評価プロセスの構築・高度化 ○全社統一的な評価シートの作成・高度化	○原子力規制庁と同じ評価ができるか否か
試行プラント	○BWR（柏崎刈羽、女川） ○PWR（伊方、美浜）	（同左）
評価者派遣先	○緊急時対策所 ○現場 ○即応センター	○即応センター ○ERC
評価対象	○緊急時対策所 ○現場 ○即応センター	○即応センター ○ERCリエゾン
評価方法	○評価シート ・意思決定、現場実動能力 ・情報伝達	○観察 ○エビデンス集 ○アンケート
評価結果	○良好事例・気付き事項の抽出	○絶対評価（ABC評価）

2. 試行における評価対応チームの体制及び被評価発電所

【評価体制】

- 試行における評価者は、評価対象（①緊急時対策所、②現場、③即応センター、④ERC）毎に各社1名設置（なお、運用開始後の評価者人数は、試行結果を踏まえて別途検討）
- 被評価発電所との調整役として、評価対応チームの中から、評価実施責任者（1名）を設置
- 評価者は、訓練設計（いわゆる、訓練事務局）経験者、緊急時対策本部要員の指揮者クラス（本部の班長クラス）経験者又は現場経験者から選任する。なお、訓練未実施の事業者においては、上記基準を参考に適切な評価者を人選する。



評価対応チーム体制図（計8～12名体制）

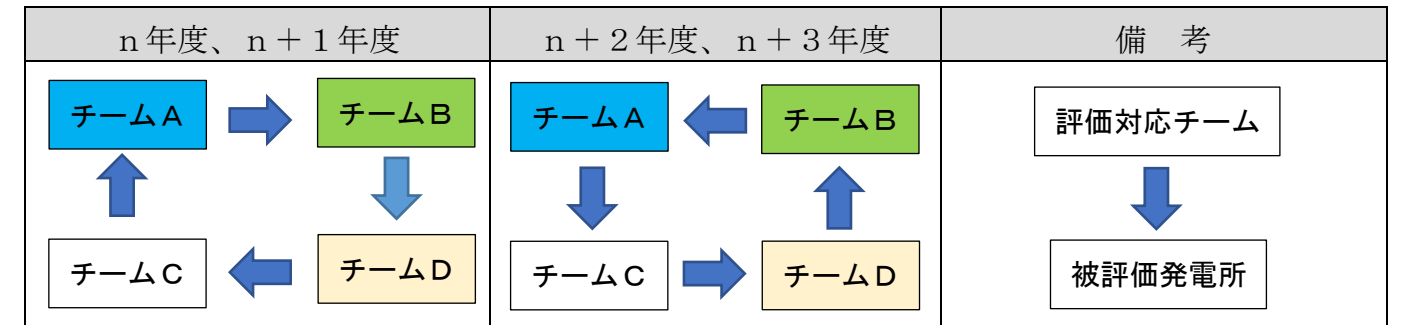
【評価対応チームの構成】

- 評価対応チームは、事業者で4チーム設置
- チーム内に再稼働及び国総合防災訓練経験事業者を分散配置
- 評価対応チームの構成は基本的に固定

評価対応チーム
A 四国、中国、原電
B 関西、北陸
C 北海道、東京、中部
D 九州、東北、電発

【評価対応サイクル】

- 評価対応チームが担当する被評価発電所は、2年間隔とする。



【2022年度の被評価発電所と評価対応チーム】

- 試行する訓練は、全事業者が訓練評価に参加できるようにA～Dチームそれぞれ1訓練を対象

被評価発電所		実施日	評価対応チーム	備考
①四国	伊方	2022年12月	C 北海道、東京、中部	
②東電HD	柏崎刈羽	2023年2月	D 九州、東北、電発	
③関西	美浜	2023年3月	A 四国、中国、原電	
④東北	女川	2023年3月	B 関西、北陸	

3. 試行A「ピアレビュー評価シートを用いた原子力事業者間評価」の検討

【評価方法】

- 評価対象は、①緊急時対策所、②現場、③即応センターとする。
- 評価シートの着眼点は、以下とする。
 - ・統一的な観点として、重要な局面における意思決定・情報伝達に加え、現場実動能力を評価（重要な局面）
 - 事象発生～本部体制確立・事象区分判断・通報連絡（初動対応）
 - 最初の原災法事象（SE/GE）の該当
 - ブリーフィング、目標（戦略）設定、中長期目標（戦略）設定
 - ・訓練ユニークな観点として、当該訓練の目的を踏まえた重点ポイントの評価
- また、評価シートは、以下の点に留意し作成する。
 - ・「全社一様に評価」できるよう、可能な限り炉型・プラントユニークな記載を削除した標準的な記載とする。
 - ・期待事項を設定し、良好事例・気付き事項の抽出を促す記載とする。

4. 試行B「訓練評価指標を用いた原子力事業者間評価」の検討

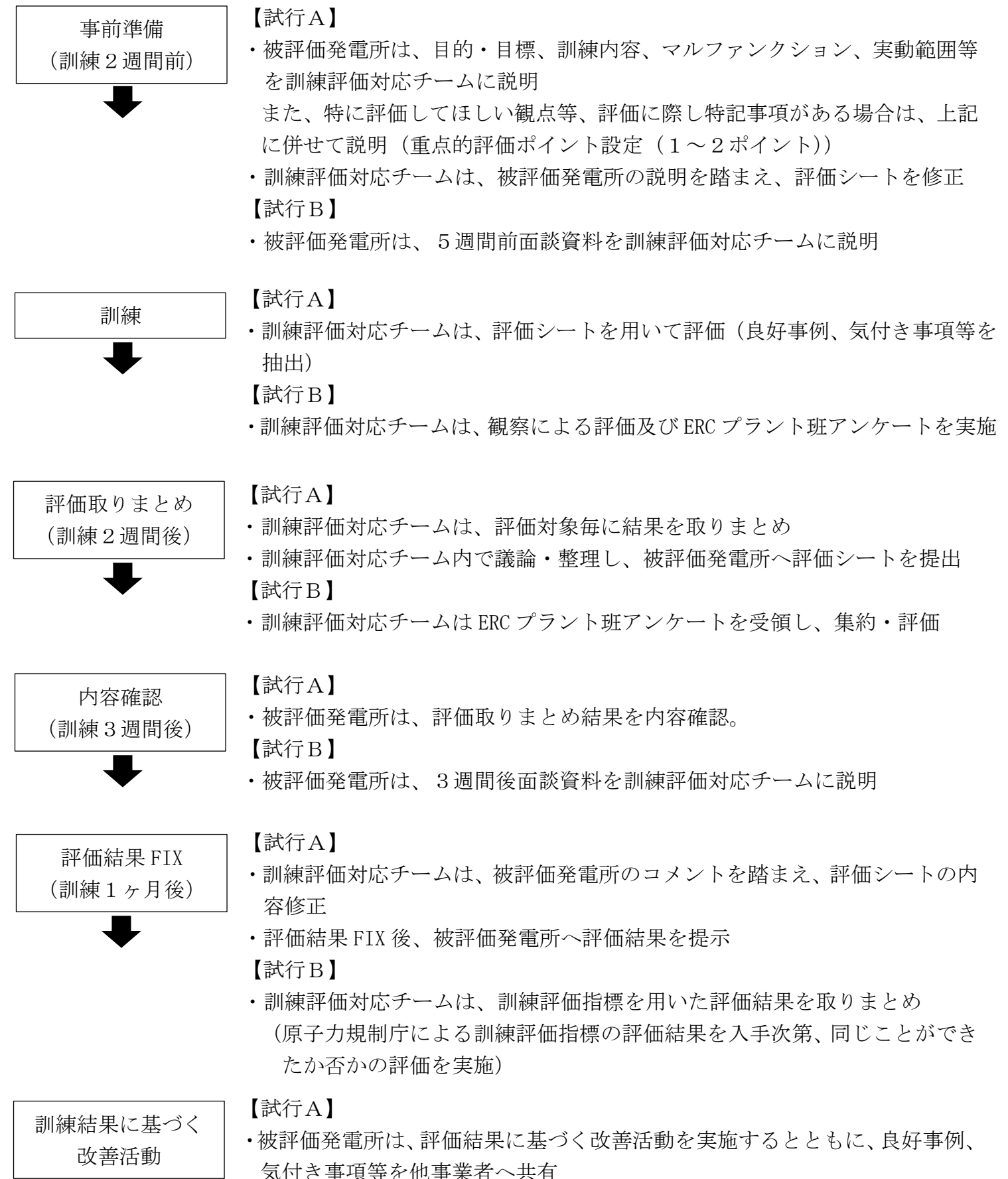
【評価方法】

- 評価対象は、①即応センター、②ERCとする。
- 訓練評価は、原子力規制庁による訓練評価の進め方を踏まえ、評価指標別に下表のとおりとする。
- 指標2、3は、ERCプラント班アンケート結果を受領し、訓練評価対応チームにて集約・評価する。また、訓練評価対応チームも同様のアンケートを実施する。

指標	原子力規制庁による訓練評価	訓練評価対応チームによる訓練評価
1	事前面談（エビデンス集）	（同左）
2	当日評価+	（同左）
	ERCプラント班アンケート	ERCプラント班アンケート集約・評価
3	当日評価+	（同左）
	ERCプラント班アンケート+ 事后面談（エビデンス集）	ERCプラント班アンケート集約・評価 （同左）
4	当日評価+	（同左）
	事后面談（エビデンス集）	（同左）
5	事前面談（エビデンス集）	（同左）
6	事前・事后面談（エビデンス集）	（同左）
7	事前面談（エビデンス集）	（同左）
8	事后面談（エビデンス集）	（同左）
9	事后面談（エビデンス集）	（同左）
10	事后面談（エビデンス集）	（同左）
11	事后面談（エビデンス集）	（同左）

5. 試行A及びB評価プロセスの検討

【評価プロセス（イメージ）】



以上

原子力事業者間ピアレビューの実施方法の検討

令和4年11月29日

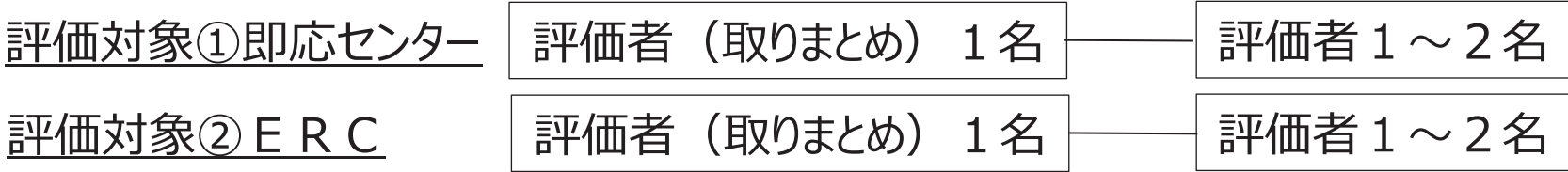
- 第4回原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換（令和4年10月20日）にてご説明した試行のうち、「現行の訓練評価指標を用いた原子力事業者間ピアレビュー」の実施方法について検討した。
- 今年度4発電所（伊方〔2022年12月〕、柏崎刈羽〔2023年2月〕、美浜〔2023年3月〕および女川〔2023年3月〕）の事業者防災訓練での試行を通じて、事業者が原子力規制庁と“同等の評価ができること”を確認する。

試行における評価対応チームの体制

- 評価対応チームは、事業者で4チーム設置する。
- 試行における評価者は、評価対象（①即応センター、②ERC）毎に各社1名設置

被評価発電所		実施月	評価対応チーム
①四国	伊方	2022年12月	北海道、東京、中部
②東電HD	柏崎刈羽	2023年 2月	九州、東北、電発
③関西	美浜	2023年 3月	四国、中国、原電
④東北	女川	2023年 3月	関西、北陸

2022年度の被評価発電所と評価対応チーム



評価対応チーム体制図（計4～6名体制）

実施方法の検討

- 訓練評価は、原子力規制庁による評価の進め方を踏まえ、評価指標別に下表のとおりとする。
 - ・評価指標は、被評価発電所の「訓練 5 週間前/ 5 週間後面談資料」を用いて、訓練計画および結果を確認
 - ・[D]に関する指標のうち、指標[2、3、4]は、即応センターおよびERCの観察により当日評価
また、指標[2、3]は、ERCプラント班アンケート結果を受領し、評価対応チームにて集約・評価
 - ・[D]に関する指標のうち、指標[7、8、9]は、「訓練 5 週間後面談資料」を用いて、訓練結果を確認

指標	評価対応チームによる訓練評価		
	資料確認（訓練5週間前/5週間後面談）	当日評価	ERCプラント班アンケート集約・評価
1 [P]	○		
2 [D]	○	○	○
3 [D]	○	○	○
4 [D]	○	○	
5 [P]	○		
6 [P]	○		
7 [D]	○		
8 [D]	○		
9 [D]	○		
10 [A]	○		
11 [C、A]	○		

原子力規制庁への確認事項（指標 1）

指標	基準			評価対象の考え方など
	A	B	C	
1 情報共有のための 情報フロー	前回訓練結果に対する分析・評価が行われ、全体を網羅した情報フローへ反映している	全体を網羅した情報フローを作成している	情報フローを作成しているものの、全体が網羅されていない 又は 情報フローを作成していない	<p>訓練実施前に、発電所、本店（即応センター）、E R Cの3拠点間の情報フローの計画について確認する。</p> <p>情報フローとは、5つの情報（①E A Lに関する情報、指標2に示す情報（②事故・プラントの状況、③進展予測と事故収束対応戦略、④戦略の進捗状況）、⑤E R Cプラント班からの質問への回答）について、いつ、どこで、だれが、なにを、どんな目的で、どのように、の観点からみた、情報伝達の一連の流れをいう。</p> <p>また、情報フローの確認に際しては、前回訓練での情報共有における課題に対する改善策を反映したものであるかを確認する。</p>

No.	社	コメント・確認事項
1	関西	現状では、全体フロー図を作成し、分析・評価に活用することでA評価となっており、このプロセスを行うことを以てA評価の基準となる。 ただし、全体フロー図といっても、細かさ・規模の制限はない。 C評価基準の「作成しているものの、全体が網羅されていない」とは、どういう場合を指すのか？

原子力規制庁への確認事項（指標2）

指標	基準			評価対象の考え方など	
	A	B	C		
2	2-1 事故・プラントの状況	指標2については、2-1～2-3についてそれぞれ以下の基準により個別評価する。 a：必要な情報に不足や遅れがなく、積極的に情報共有が行われている b：特段の支障なく情報共有が行われている c：情報共有に支障があり、改善の余地がある			現在のプラントの状況、新たな事象の発生、線量の状況、負傷者の発生等の発生イベント、現況について、ERCプラント班との情報共有が十分であるか評価する。必要な情報に不足や遅れがなく即応センターから積極的に情報提供がされているかを評価する。 事故の進展予測及びこれを踏まえた事故収束に向けた対応戦略（対応策）について、ERCプラント班との情報共有が十分であるか評価する。必要な情報に不足や遅れがなく即応センターから積極的に情報提供がされているかを評価する。 事故収束に向けた対応戦略（対応策）の進捗状況についてERCプラント班との情報共有が十分であるか評価する。必要な情報に不足や遅れがなく即応センターから積極的に情報提供がされているかを評価する。
	2-2 進展予測と事故収束対応戦略	その上で、以下により全体としての評価を決定する。 a a a →A：必要な情報に不足や遅れがなく、積極的に情報共有が行われている a a b 又は a b b 又は b b b			
	2-3 戦略の進捗状況	→B：特段の支障なく情報共有が行われている 上記以外 →C：情報共有に支障があり、改善の余地がある			

No.	社	コメント・確認事項
1	関西	指標2は、ERCプレイヤーが今後も実施するのか？
2	関西	事業者同士で実施する場合、ERCプラント班員（受信側）としての活動内容、必要情報、タイミングが分からないと、即応C（発信側）としての感覚が強く、受信側としての採点基準が不明確。 具体的には、5・4・3・2・1点で、3点と4点の違いは？ 2点と1点の違いは？ 3点はどのようなレベルを指すのか？
3	東京	訓練中の発話等の振る舞いと訓練後のアンケート結果を踏まえて評価していると前提で確認です。 ・訓練中の振る舞い（スピーカ、リエゾン）を評価するためのチェックシートのようなものは存在するのか。チェックシートがある場合、評価者は誰になるのか。 ・訓練後のアンケート（5段階評価）の集計については、回答者の役職に応じた配点はあるのか（例えば、フロントで直接対応しているプラント班長、バックで情報整理をしているプラント班員で配点の扱いは同じなのか）。 ・アンケートについては、1～5で評価とあるが、人によりばらつきがあると考えている。これらの考えを統一的するための判断要領のようなものはあるか。
4	北陸	事業者にてアンケート結果を集約・評価するため、ERCプラント班アンケート結果を受領することは可能か。
5	東北	事業者からERCに情報連携した内容はERCにて官邸への説明資料を作成すると認識しているが、情報連携に必要な項目を明確化する観点から可能であればその説明資料の作成実績や作成資料のフォーマットなどが存在するならばご教授願いたい。

原子力規制庁への確認事項（指標3）

指標	基準			評価対象の考え方など
	A	B	C	
3-1 プラント情報表示システムの使用（ERSS又はSPDS等を使用した訓練の実施）	プラント情報表示システムの使用に習熟し、情報共有に活用した	特段の支障なく情報共有が行われている	情報共有に支障があり、改善の余地がある	<p>実対応と同じプラント情報表示システムにおいて、ERCプラント班と即応センターが同様の画面（インターフェース）を使用してプラントパラメータ（プラント状態の説明、特定事象の説明、進展予測など）等の情報共有をしているかを評価する。</p> <p>プラント情報表示システムとは、ERSS、SPDS、これと同等のプラント情報表示システム、又はこれに準ずるプラント情報表示システムのことであり、ERCプラント班と即応センターで同一の情報を同一のタイミングで同一の画面で情報共有できるものであって、かつ、ERCプラント班または即応センターがそれぞれに必要な時に必要な情報を自由に選択して入手できるものをいう。</p> <p>また、訓練実施後に行うERCプラント班要員へのアンケート結果も踏まえ評価に反映する。</p>
3-2 リエゾンの活動	情報共有に係る即応センターの補助ができていた	特段の支障なく情報共有が行われている	情報共有に支障があり、改善の余地がある	<p>ERCプラント班に派遣されたリエゾンが、即応センターを補助するという目的に応じ事業者が定めるリエゾンの役割等を認識し、必要に応じ適時適切にERCプラント班に対し情報提供がなされているか、ERCプラント班の意向等を即応センター等に伝達しているか等、リエゾンの活動を評価する。</p> <p>また、訓練実施後に行うERCプラント班要員へのアンケート結果も踏まえ評価に反映する。</p>
3-3 COPの活用	COPがERCプラント班に共有され、情報共有に資した	特段の支障なく情報共有が行われている	情報共有に支障があり、改善の余地がある	<p>ERCプラント班と即応センター間の情報共有において、COPを用い情報共有がなされているかを評価する。COPが更新されていない場合、手元にあるCOPに手書きで記載することなどにより速やかな情報共有がなされているかを評価する。</p> <p>また、訓練実施後に行うERCプラント班要員へのアンケート結果も踏まえ評価に反映する。</p>
3-4 ERC備付け資料の活用	情報共有において必要な際、備付け資料が活用されていた	特段の支障なく情報共有が行われている	情報共有に支障があり、改善の余地がある	<p>ERCプラント班と即応センター間の情報共有において、ERC備付け資料を使用して情報共有をしているかを評価する。</p> <p>また、訓練実施後に行うERCプラント班要員へのアンケート結果も踏まえ評価に反映する。</p>

No.	社	コメント・確認事項
1	関西	指標2と同様に、ERCプラント班アンケートを評価に用いる場合、ERCプラント班（受信側）の採点基準、レベル感が不明確。
2	東京	<p>訓練中の発話等の振る舞いと訓練後のアンケート結果を踏まえて評価していると前提で確認です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練中の振る舞い（スピーカ、リエゾン）を評価するためのチェックシートのようなものは存在するのか。チェックシートがある場合、評価者は誰になるのか。 訓練後のアンケート（5段階評価）の集計については、回答者の役職に応じた配点はあるのか（例えば、フロントで直接対応しているプラント班長、バックで情報整理をしているプラント班員で配点の扱いは同じなのか）。 アンケートについては、1～5で評価とあるが、人によりばらつきがあると考えている。これらの考えを統一的にするための判断要領のようなものはあるか。
3	北陸	事業者にてアンケート結果を集約・評価するため、ERCプラント班アンケート結果を受領することは可能か。
4	東北	A（習熟）とB（特段の支障なく）の判断区分は何か。ERSSのパラメータ変化やその対応方針を何分以内で説明できること、などの採点基準はあるか。

原子力規制庁への確認事項（指標4）

指標	基準			評価対象の考え方など
	A	B	C	
4 確実な通報・連絡の実施 ① 通報文の正確性 ② EAL判断根拠の説明 ③ 10条確認会議等の対応 ④ 第25条報告	4つ該当	3つ該当	2つ以下	特定事象発生通報（原災法第10条及び第15条事象）等、以下の点が適切かつ迅速に行われているか評価する。 ① 特定事象発生通報のうち、緊急事態の遷移の判断となる第10条及び第15条事象に係る通報について、記載の誤記、漏れ等がないことを評価する。参考として、全ての通報、連絡及び報告について、誤記、記載漏れがあった場合に事業者がこれを発見し訂正報が確実に行われていることを確認する。 ② 事業者がEAL判断時（緊急事態の遷移の判断となる第10条及び第15条に係る事象）に、通信機器（電話、テレビ会議システム等）においてERCプラント班に対し当該EALの判断根拠の説明が適切に行われたか評価する。 ③ 上記②のEAL判断後、ERCプラント班は事業者との10条確認会議、15条認定会議を開催するが、ERCプラント班からの会議招集に対し速やかに対応できたか、会議において組織を代表する者が発生事象、事象進展の予測、事故収束対応等の説明を適切かつ簡潔に行われたか評価する。 ④ 第25条報告が、事象の進展に応じ、適切な間隔とタイミングで継続して行われたか評価する。また、その報告内容（原子力事業者防災業務計画等に定めている項目（発生事象と対応の概要、プラント状況、放射性物質放出見通し及び放出状況、モニタ・気象情報など）の記載の有無）について評価する。

No.	社	コメント・確認事項
1	関西	25条報告で、昨年度に東京電力がB評価を受けたが、理由が「時系列順で記載するとの様式の注記が守られなかった」であった。指標解釈では「適切な間隔」「タイミングで継続した発信」「防災業務計画の様式で定めた記載事項の有無」が採点基準であるが、記載内容の妥当性が評価に影響するのであれば、その点を明確にする必要がある。
2	東北	25条報告の「適切な間隔とタイミングで」について、各事業者側の運用に基づいているという理解で良いか。それとも国側で期待する報告頻度やタイミングの基準が設定されているか。
3	九州	②EAL判断根拠の説明について、今年度の川内訓練時（2022.10.25）にERCとの振り返りで“ALの判断も形式上は行う必要があるが、SE発生以降のALもタイムリーに行う必要があるか”という意見があった。 ②は、EAL判断根拠の説明を求める内容であるが、評価を行うにあたって何か基準となるものがあるか。

原子力規制庁への確認事項（指標6）

指標	基準			評価対象の考え方など
	A	B	C	
6 シナリオの多様化・難度	難度が高く多様なシナリオに取り組んでいた	適度なシナリオであり、シナリオの多様化に努めていた	平易なシナリオであった	<p>対応能力向上の幅を広げること及び訓練の緊張感維持のため、訓練プレーヤへ難度の高い課題を与えているか、シナリオの多様化に努めているかを確認する。</p> <p>事業所の号機数と重大事故等を想定する号機数、EAL判断状況（数や密度）、発生事象の深刻度、発災原因（自然災害、機器故障など）、プラント状態、場面設定（時間、場所、気象、防災要員の体制、資機材の状態、計器の故障、人為的なミス、オフサイトセンターを想定した要員派遣と支援要請等への対応などプラント以外の状態）、これら要因の複数組み合わせ、シナリオ上の判断分岐となるポイントやマルファンクションの数、マルチエンディング方式の採用などから、シナリオの多様化・難度の取り組みについて総合的に確認する。</p>

No.	社	コメント・確認事項
1	東北	「難度が高く」については、これまで、シナリオに取り込んでいた「個数」を中心に列挙しているが、採点基準やレベル感について不明。
2	九州	評価要素の一つである「能力向上を促せるような実効性のある事故シナリオか」とは、事業者として、能力向上につながる訓練であるという納得性のある説明性の有無によるものと理解しているが、それで良いか？

原子力規制庁への確認事項（指標 7）

指標	基準			評価対象の考え方など
	A	B	C	
7 現場実動訓練の実施	緊急時対策所と連携した事故シナリオに基づく現場実動訓練を1回以上実施（他原子力事業者評価者を受入れあり）かつ能力向上を促せるような工夫を凝らした訓練を実施	緊急時対策所と連携した事故シナリオに基づく現場実動訓練を1回以上実施（他原子力事業者評価者を受入れあり）	緊急時対策所と連携した事故シナリオに基づく現場実動訓練を1回以上実施（他原子力事業者評価者受入れなし）又は緊急時対策所と連携した事故シナリオに基づかない現場実動訓練を実施	現場実動訓練の実施状況进行评估する。 評価対象とする現場実動訓練は、総合訓練時に事故シナリオに基づき実施する緊急時対策所の活動と連携した現場実動訓練を対象とする。 総合訓練時を模擬し、緊急時対策所と連携した現場実動訓練を要素訓練や訓練シナリオ開発ワーキンググループ（Ⅱ型訓練）等として実施する訓練も評価の対象に含める。 なお、プラントに対する訓練を対象とし、退避誘導訓練や原子力災害医療訓練等は含めない。

No.	社	コメント・確認事項
1	関西	A評価基準の「能力向上を促せるような工夫」とは、事業者として、能力向上につながる訓練であるという納得性のある説明性の有無によるものと理解しているが、それで良いか？
2	東京	Aで新規に追加となった「対応力向上に資する内容」の判断については、事業者側からの説明に納得感があつた場合は、Aとする形になると思うが、これらの基準があれば教えて欲しい。（定性的であるため、事業者側が評価となると難しいと考える。）
3	東北	退避誘導訓練や原子力災害医療訓練等を含めない理由を伺いたい。プラントに直結しない部分ではあるが、シナリオ企画次第では発電所対策本部への負荷を与える事もできる訓練であると考えている。

原子力規制庁への確認事項（指標11）

指標	基準			評価対象の考え方など
	A	B	C	
11 訓練結果の自己評価・分析 ①問題点から課題の抽出 ②原因分析 ③原因分析結果を踏まえた対策	①～③が実施されている	①及び②まで実施されている	①のみ実施	<p>訓練実施及び訓練結果の自己評価において、適確に訓練における課題を抽出し、その課題に対する原因分析を行い、原因分析結果を踏まえた対策の検討が行われ、具体的な対策の方針を定めているか確認する。防災訓練実施結果報告書の記載により確認する。</p> <p>①については、問題点から本来どうすべきであったのか、所内ルール等と照らし何ができて何ができなかったのか分析した上で自主的に課題を抽出していること、②については、いわゆる「なぜなぜ分析」等が行われ原因を深掘りして分析されていることを確認する。</p> <p>なお、訓練実施前に指標1で確認した情報フローについての自己評価については、この指標で確認する。</p>

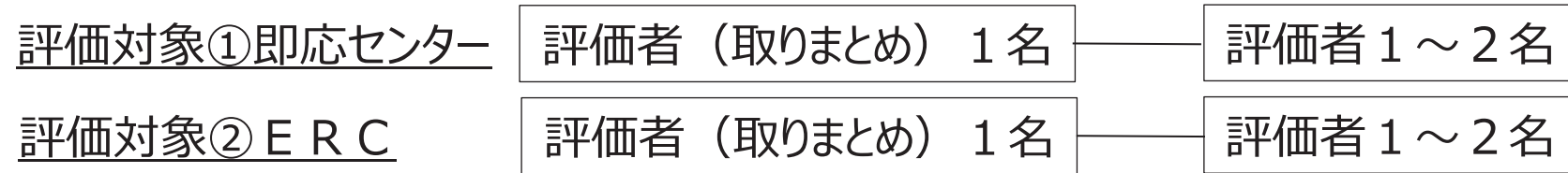
No.	社	コメント・確認事項
1	関西	現状では、課題評価・分析の①～③プロセスを行うことを以てA評価の基準となる。ただし、過去の評価では、同一年度（社内他サイト）で同種の課題が上がったことで評価が下がった。①～③のプロセスの有無以外で、どのようなことがB評価、C評価とされるのか。
2	東北	複数プラントを有している事業者においては、1プラントのみ所有している事業者と比較すると、特に本店即応センターは改善の猶予期間が短い。その様な状況においても、改善の取り組み状況や場合によっては、課題の再発とすることはあるのか？

原子力規制庁への確認事項（備考）

指標	基準			評価対象の考え方など
	A	B	C	
E R Cプラント班への備え付け資料に係る説明実績				新規制基準適合プラントのうち保安規定認可済施設にあっては、E R Cプラント班に備え付けた事業者資料について、訓練実施前にE R Cプラント班要員に対する当該資料の説明実績を確認する。なお、要素訓練も確認の対象に含める。
10条通報に要した時間				すべての特定事象発生通報（原災法第10条及び第15条事象）を対象として、通報に要した時間（原子力防災管理者が「特定事象の発生」を判断した時刻から、F A X等にてE R Cプラント班に発信操作した時刻まで）を確認する。また、F A X等の着信確認を確実に行ったか、F A X等が困難な状況において代替手段での通報・連絡ができたかも確認する。
中期計画の見直し				中期的な訓練計画を策定の上、訓練実施及び訓練結果の評価を実施し、当該計画への反映の有無の検討を実施（必要に応じ計画に反映）し、対応能力向上に努めているかを確認する。 なお、昨年度訓練終了以降から中期計画見直しに至るまでのP D C Aの実績を確認する。
シナリオ非提示型訓練の実施状況				シナリオ非提示型訓練の実施状況について、範囲及び程度を確認する。 シナリオを予見できる情報（発災前の施設運転状況、地震等の起因事象等といった訓練の前提条件は含まない）が事前演習等も含め全く提示されていない場合をシナリオ非提示とする。
緊急時対応要員の訓練参加率（事業所）				原子力防災要員の総数のうち本訓練を受ける必要のある者を分母として、参加率を確認する。 訓練参加者には、プレーヤと緊急時対応の習熟効果が期待されるためコントローラを含めるが、評価者は含めない。 訓練参加率 = 訓練に参加した人数 ÷ 訓練計画時に計画した参加人数
緊急時対応要員の訓練参加率（即応センター）				参集が必要な要員の総数のうち本訓練を受ける必要のある者を分母として、参加率を確認する。 訓練参加者には、プレーヤと緊急時対応の習熟効果が期待されるためコントローラを含めるが、評価者は含めない。 訓練参加率 = 訓練に参加した人数 ÷ 訓練計画時に計画した参加人数
訓練統制				パラメータ設定の誤りや訓練コントローラの不適切な介入（条件付与）等の訓練コントローラの不備により、参加者において混乱が生じるなど、訓練統制上のトラブルが起きていないか確認する。
他事業者の改善に向けた取り組みへの協力				他事業者における改善に向けた取り組みに協力する等、事業者全般の事故対応能力の向上のための活動に取り組んでいるか確認する。
評価指標だけで表せない取組等を記述する。				

No.	社	コメント・確認事項
1	関西	参考指標については、事業者同士の評価の対象外で良いか？
2	東北	過去の面談において、「中期計画策定後は、設定年度満了までは見直すべきではない」といった旨の指摘があったが、今後もその対応で良いか？

原子力規制庁への確認事項（その他）



評価対応チーム体制図（計4～6名体制）

No.	社	コメント・確認事項
1	北陸	訓練当日、評価者は“どこに”、“何人”配置しているか（本試行は即応センター：2～3名、ERC：2～3名の評価者の配置を検討中）
2	東北	ERC内の評価者人数をご教授願いたい。
3	東北	（参考までに、オフサイト班をどの様に評価しているかご教授願いたい）